

## 火薬類取締法に係る

### 基礎自治体への権限移譲について

#### (論点整理)

平成21年9月  
総合資源エネルギー調査会  
高圧ガス及び火薬類保安分科会  
火薬部会

1. 平成20年5月、地方分権改革推進委員会は、第1次勧告の中で、分権型社会においては基礎自治体が中心的な役割を担うべきとの考え方の下、64法律に係る359条項の事務について、都道府県から基礎自治体に権限移譲を行うべきとの勧告を行った。

この中で、「危険物規制に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市町村」まで移譲する。」との方針により、火薬類取締法において現在都道府県の事務となっている以下の13条項の事務についても、市町村への権限移譲を勧告している。

第3条	製造の許可(火工品等に限る)
第5条	販売営業の許可
第8条	製造又は販売の業の許可の取り消し
第12条第1項	火薬庫の設置等の許可
第17条第1項	譲渡又は譲受の許可
第25条第1項	消費の許可
第25条第3項	消費の許可の取り消し
第29条第1項	保安教育計画の認可
第30条第3項	取扱責任者等の選任又は解任の届出の受付
第35条第1項	保安検査の受検の届出の受理
第42条	製造業者(火工品等に限る)・販売業者等からの報告の徴収
第43条第1項	製造所・販売所・火薬庫等への立入検査
第45条	災害の発生の防止等のための緊急措置

2. 本部会は、上記勧告を受けて、第5回部会(平成21年9月7日)、第6回部会(平成21年9月15日)において、火薬類の保安の観点から、上記13条項の事務の市町村への権限移譲について、意見聴取・審議を行った。

3. 本部会は、地方分権推進の意義を十分に理解し、その進展に期待するところであるが、以下の諸点に述べるとおり、火薬類取締法の上記13条項の事務の基礎自治体への権限移譲に関しては、安全の確保、業務の効率化、利便性の向上等の面からメリットはないと考える。権限移譲には様々なコストが必要となるが、コストに見合うベネフィットも見いだせない。政府が火薬類取締法の上記13条項の事務の基礎自治体への権限移譲を検討する際には、以下の諸点及びその解決策について十分検討・対処するべきである。

#### (1) 安全確保の最重要性

火薬類取締法は、火薬類による災害防止と公共の安全の確保という目的を有しており、権限移譲の検討に当たっても、先ず保安の確保を最優先に考えるべきである。間違っても、地方分権の推進のために安全が損なわれることがあってはならない。

#### (2) 法施行に必要とされる専門性の高い職員

火薬類取締法によって災害防止と安全の確保を図るためには、規制当局に専門性の高い職員が配置されていることが重要である。近年では都道府県においても専門性の高い専任職員の確保・育成が次第に困難になってきているところ、権限を市町村に移譲すれば、事務処理件数も大幅に低下することから、火薬係等専門ポストの設置が一層困難となり、完成検査、保安検査、各種許可手続きが滞る可能性がある。現状でも、権限移譲された市町村においては、担当者の火薬類取締法指導経験の不足、知識の不足、他法令との混同等により、実態に合わない法運用や追加説明資料の請求等がなされているケースが見受けられる。専門性の高い職員を育成するためには国による研修が必要となるが、国の研修制度では研修対象者が多すぎて対応しきれないのではないか。

#### (3) 事務処理を通じたノウハウの蓄積・承継

実効性ある規制の実施のためには、事務処理を重ねることによってノウハウを蓄積し承継することが不可欠である。これまで都道府県では事務処理件数がそれなりにあったために各種事例に対処するノウハウが蓄積され承継されてきたところであるが、市町村に権限が移譲された場合、事務処理件数が極端に減少し、こうしたノウハウの蓄積・承継が困難となるおそれがある。

#### (4) 安全確保に向けた規制当局と事業者との連携

市町村に火薬類取締法の事務が移譲されれば、各市町村においても火薬類に関する理解が深まる可能性がある。一方、これまで、関係事業者と都道府県は、安全保

安教育等の分野での協力体制を構築してきたところであるが、事務が市町村に移譲されれば、事業者は各市町村との連携を求められることとなる。市町村の規模で、これまでどおりの保安教育等の取り組みが継続できるかについては疑問である。

#### (5) 申請窓口の細分化による申請事務の煩雑化

消費現場が複数の市町村にまたがる場合（石灰石鉱山、ダム工事、トンネル工事等）、複数の市町村への申請が必要となり、事務の煩雑化が想定される。また、建設用びよう打ち銃のように、事業者が数多くの市町村で不定期に消費を行う場合には、消費許可申請手続きが複数必要になるだけでなく、各消費市町村毎に消費許可を行うことにより、これまで都道府県が行ってきた許可数量の包括的な管理が困難になるなど、保安の確保という観点からも望ましくないのではないかと。さらに、すでに市町村への権限移譲が行われた市町村においても、花火大会を実施する場合に、花火大会の打上地点と安全距離確保地点とが別の市町村に属するケースがあり、その場合には、許可取得の際に保安距離確保地点の市町村からの同意書を取ってくるように言われるなど、これまで以上に手続きが煩雑になっている。

#### (6) 運用解釈のばらつき拡大

現在都道府県が行っている火薬類取締法の諸権限を市町村に移譲した場合、運用解釈のばらつきがさらに拡大するおそれがある。現状でも、権限移譲された市町村の運用解釈のばらつきは、事業活動に大きな負担を与える結果となっている。全ての市町村に権限移譲した場合、さらに運用のばらつき拡大と複雑化が懸念される。特に事業者側も全社的・全国的なコンプライアンスへの取り組みを求められる中で、安全規制が市町村毎に異なることは、こうした取り組みにも悪影響を与えかねない。むしろ、道州制が検討される際には、道州制によって対応されるべき業務ではないか。また、市町村担当者が法運用に疑義が生じた場合、従前都道府県が行っていたように経済産業省に問い合わせることとなれば、問い合わせ件数の急増により経済産業省が対応できるかどうか疑問である。

#### (7) 利便性の向上

市町村に権限が移譲されれば、最寄りの市町村で手続きが完了することから、事業者の負担・利便性が向上する可能性がある一方で、市町村に専門性の高い職員が配置されない場合には、事業者側からの申請内容の説明や市町村側の判断にこれまで以上に時間と手間を要し、結果として、手続きに必要な時間・手間が増大することが懸念される。

(8)規制する側と規制される側の近接性

花火大会の許可申請窓口が市町村に移譲され利便性が向上するとの見方もあるが、規制される側である花火大会実行委員会の長も市町村長、花火大会に対し煙火の消費の許可を行うという規制する側も市町村長というケースが多々あり、利害相反が生じるケースもある。